

# 総社市中期財政見通し

令和3年度～令和7年度

令和2年11月

総社市総務部財政課

## 1 策定の目的

- ・ 市民の皆様には、本市の現在の財政状況及び今後の見通しをお知らせすることで、行財政運営への理解を深めていただくため
- ・ 中・長期的な見通しに立った計画的な財政運営を行うため
- ・ 第2次総社市総合計画で定めた施策・事業を実施する際の財源的な裏付けとするため

## 2 見通し期間

- ・ 令和3年度から令和7年度までの5年間の推計

## 3 中期財政見通し

(単位:百万円)

区 分		平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳 入	地方税・交付金等	16,314	16,812	16,750	16,419	15,970	16,107	16,080	16,041	16,005
	国・県支出金	5,381	6,372	6,362	14,303	6,350	6,569	6,851	6,954	7,365
	地方債	2,228	4,409	3,005	3,180	1,675	3,848	2,484	3,492	2,120
	その他収入	3,772	4,426	3,442	2,695	2,198	2,324	2,370	3,271	2,962
	計 (A)	27,695	32,019	29,559	36,597	26,193	28,848	27,785	29,758	28,452
歳 出	義務的経費	13,468	13,700	13,241	14,049	14,229	14,667	15,063	15,342	15,841
	消費的経費	6,492	7,607	7,182	16,053	7,085	7,102	7,140	7,193	7,280
	投資的経費	3,048	6,236	4,715	3,593	1,911	4,147	2,659	4,267	2,350
	その他経費	4,105	3,472	3,926	2,702	2,768	2,732	2,723	2,756	2,781
	計 (B)	27,113	31,015	29,064	36,397	25,993	28,648	27,585	29,558	28,252
形式収支(実質収支)(A-B)		582	1,004	495	200	200	200	200	200	200
積立金 (C) (上記表の歳出に計上済)		1,017	477	735	149	239	239	239	239	239
基金繰入 (D) (上記表の歳入に計上済)		92	545	650	412	761	903	951	1,852	1,543
うち財政調整基金		—	300	500	139	493	494	609	735	1,130
うち事業充当額		92	245	150	273	268	409	342	1,117	413
基金増減 (C-D)		925	△ 68	85	△ 263	△ 522	△ 664	△ 712	△ 1,613	△ 1,304

## 4 見通しの推計方法

- ・ 普通会計ベースで推計
- ・ 現行制度での試算
- ・ 平成 29 年度から令和元年度は決算数値 令和 2 年度は決算見込み  
令和 3 年度以降は (1) (2) の推計方法により推計 (決算ベース)

### (1) 歳入推計方法

- ・ 地方税は、税目ごとに積み上げ (令和 3 年度における市民税、固定資産税及び都市計画税については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し減収の見込み)
- ・ 地方譲与税については、2 億 8,600 万円 (令和 2 年度予算ベース) で試算
- ・ 地方消費税交付金については、令和 2 年度決算見込額と同程度の据置  
地方特例交付金 (減収補てん特例交付金) については、令和 2 年度決定額のうち個人住民税減税補てん分 (8,000 万円) をベースとする。なお、令和 3 年度に限り新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった中小事業者等に対する固定資産税、都市計画税の特例措置による減収補てん分 3 億 8,700 万円を加味。  
その他の交付金については、令和 2 年度予算ベースで据置
- ・ 地方交付税は、平成 17 年の総社市・山手村・清音村との合併に伴い増額措置されていた普通交付税の特例措置が令和元年度で終了し、令和 2 年度以降は一本算定により試算  
特別交付税は、令和 3 年度以降 7 億 3,000 万円を据置
- ・ 分担金・負担金については、令和 2 年度予算ベース (投資的事業を除く) 及び実施計画で予定されている投資的事業から積算  
寄附金については、令和 3 年度以降ふるさと納税を 5 億 1,400 万円 (令和 2 年度予算ベース) で据置
- ・ 使用料、手数料のうち使用料については、令和元年度実績、令和 2 年度決算見込み及び料金改定 (R2 年度～) などから試算、手数料については、過去 3 年度分 (H29 年度～R 元年度) の決算平均値などから試算
- ・ 国・県支出金は、令和 2 年度以降の扶助費の伸びに対する財源を加算するとともに、予定されている普通建設事業に基づき積算
- ・ 財産収入については、令和元年度実績や令和 2 年度予算ベース (新型コロナウイルス感染症関連のクーポン券事業分を除く) により、同額程度を据置
- ・ 繰入金は、令和 2 年度以降は形式収支が 2 億円になるように基金繰入金を計上  
さらに令和 3 年度から令和 6 年度にかけて新庁舎建設の財源として庁舎等整備事業基金から約 11 億 3,000 万円を繰入など
- ・ 繰越金は、前年度形式収支 (実質収支) から算定
- ・ 地方債は、予定されている普通建設事業に基づき積算

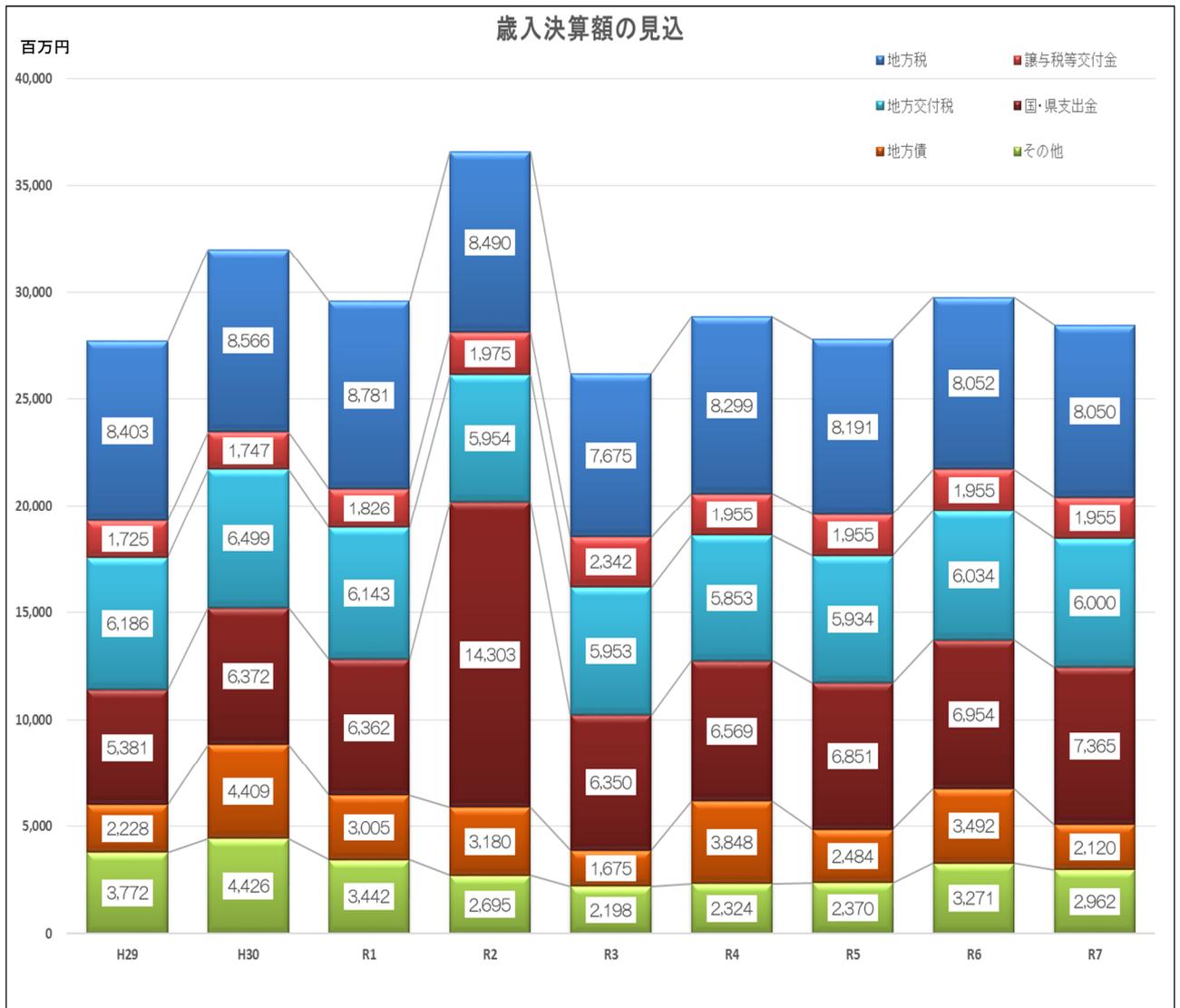
### (2) 歳出推計方法

- ・ 人件費は、定員適正化計画に基づき算出  
なお、令和 2 年度から会計年度任用職員経費が人件費へ計上されたことにより増となっている
- ・ 扶助費は、対前年伸び率 5% で積算
- ・ 公債費は、借入実績及び地方債発行額から金利 (1.0%) で積算
- ・ 物件費は、対前年伸び率 1% として積算
- ・ 維持補修費は、対前年 1,500 万円を増額加算
- ・ 補助費等は、一部事務組合への負担金や償還助成、ふるさと納税返礼品など今後の見込みにより算出
- ・ 普通建設事業費は、実施計画などから予定されている事業費を積算
- ・ 積立金は、法定積立 1 億円、美術博物館積立 1 億円、森林環境整備積立 1,000 万円及び基金利子など約 2,900 万円を毎年度計上
- ・ 投資・出資・貸付金は、令和 2 年度予算額に過去 5 年度分 (H27 年度～R 元年度) の平均執行率を乗じた額で据置
- ・ 繰出金は、各特別会計の計画に基づき算出

## 5 歳入決算額の推移と見通し

(単位:百万円)

区 分	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地 方 税	8,403	8,566	8,781	8,490	7,675	8,299	8,191	8,052	8,050
地 方 譲 与 税	278	284	287	286	286	286	286	286	286
交 付 金	1,392	1,393	1,295	1,590	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
地 方 特 例 交 付 金	55	70	244	99	467	80	80	80	80
地 方 交 付 税	6,186	6,499	6,143	5,954	5,953	5,853	5,934	6,034	6,000
分・負担金、寄附金	2,265	2,208	875	730	716	700	698	698	698
使用料、手数料	394	391	301	261	247	247	247	247	247
国・県支出金	5,381	6,372	6,362	14,303	6,350	6,569	6,851	6,954	7,365
財 産 収 入	36	22	158	802	22	22	22	22	22
繰 入 金	92	545	650	412	761	903	951	1,852	1,543
繰 越 金	700	582	1,004	202	200	200	200	200	200
地 方 債	2,228	4,409	3,005	3,180	1,675	3,848	2,484	3,492	2,120
そ の 他	285	678	454	288	252	252	252	252	252
歳 入 合 計	27,695	32,019	29,559	36,597	26,193	28,848	27,785	29,758	28,452

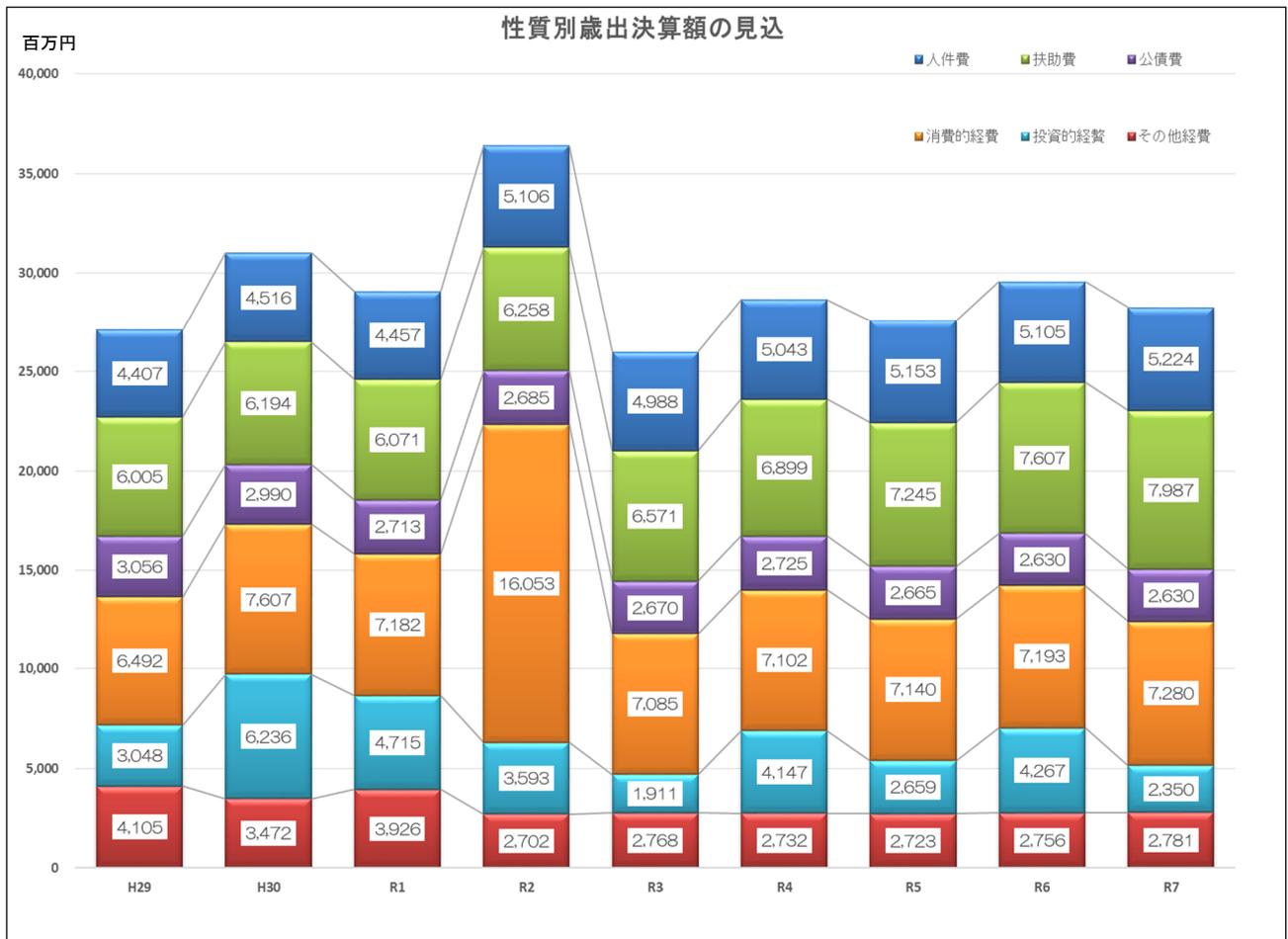


## 6 性質別歳出決算額の推移と見通し

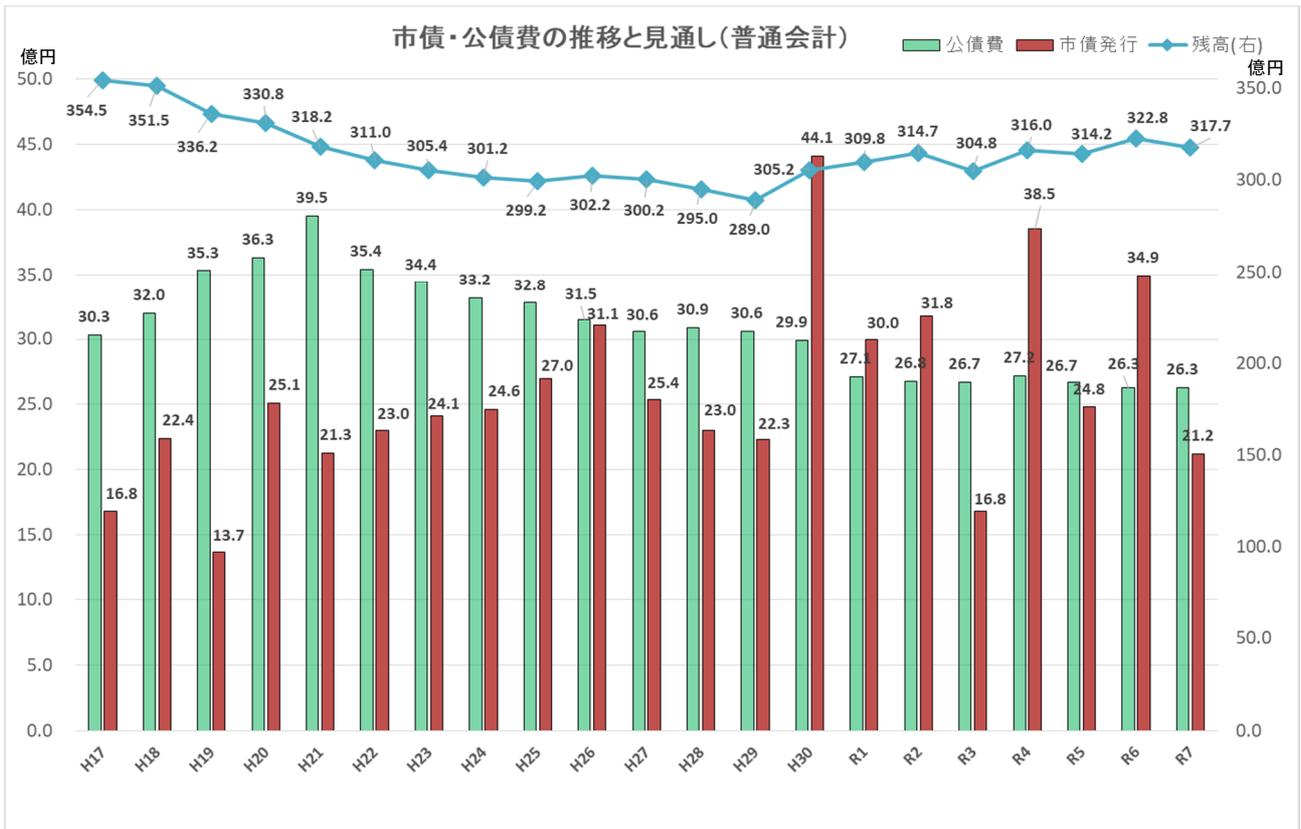
(単位:百万円)

区 分		平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
義務的経費	人件費	4,407	4,516	4,457	5,106	4,988	5,043	5,153	5,105	5,224
	うち退職手当	319	312	330	338	182	234	338	312	468
	扶助費	6,005	6,194	6,071	6,258	6,571	6,899	7,245	7,607	7,987
	公債費	3,056	2,990	2,713	2,685	2,670	2,725	2,665	2,630	2,630
	小計	13,468	13,700	13,241	14,049	14,229	14,667	15,063	15,342	15,841
消費的経費	物件費	3,225	3,780	3,649	3,592	3,337	3,370	3,404	3,438	3,473
	維持補修費	379	328	407	378	393	408	423	438	453
	補助費等	2,888	3,499	3,126	12,083	3,355	3,324	3,313	3,317	3,355
	小計	6,492	7,607	7,182	16,053	7,085	7,102	7,140	7,193	7,280
投資的経費	普通建設事業費	3,019	5,588	4,198	3,502	1,911	4,147	2,659	4,267	2,350
	災害復旧事業費	29	648	517	91	0	0	0	0	0
	小計	3,048	6,236	4,715	3,593	1,911	4,147	2,659	4,267	2,350
その他経費	積立金	1,017	477	735	149	239	239	239	239	239
	投資・出資・貸付金	53	55	52	63	63	63	63	63	63
	繰出金	3,035	2,940	3,139	2,490	2,466	2,430	2,421	2,454	2,479
	小計	4,105	3,472	3,926	2,702	2,768	2,732	2,723	2,756	2,781
歳出合計		27,113	31,015	29,064	36,397	25,993	28,648	27,585	29,558	28,252

※災害復旧事業費には、災害関連経費すべてを含む。



## 7 市債・公債費の推移と見通し



市債残高は、平成15年ごろまでに実施した大型事業の償還が完了時期を迎えること、地方交付税算入のある有利な合併特例債を活用し真に必要な事業を実施したこと、年間の発行額を償還額以内に抑えることなどで、平成29年度までは、順調に減少してきました。

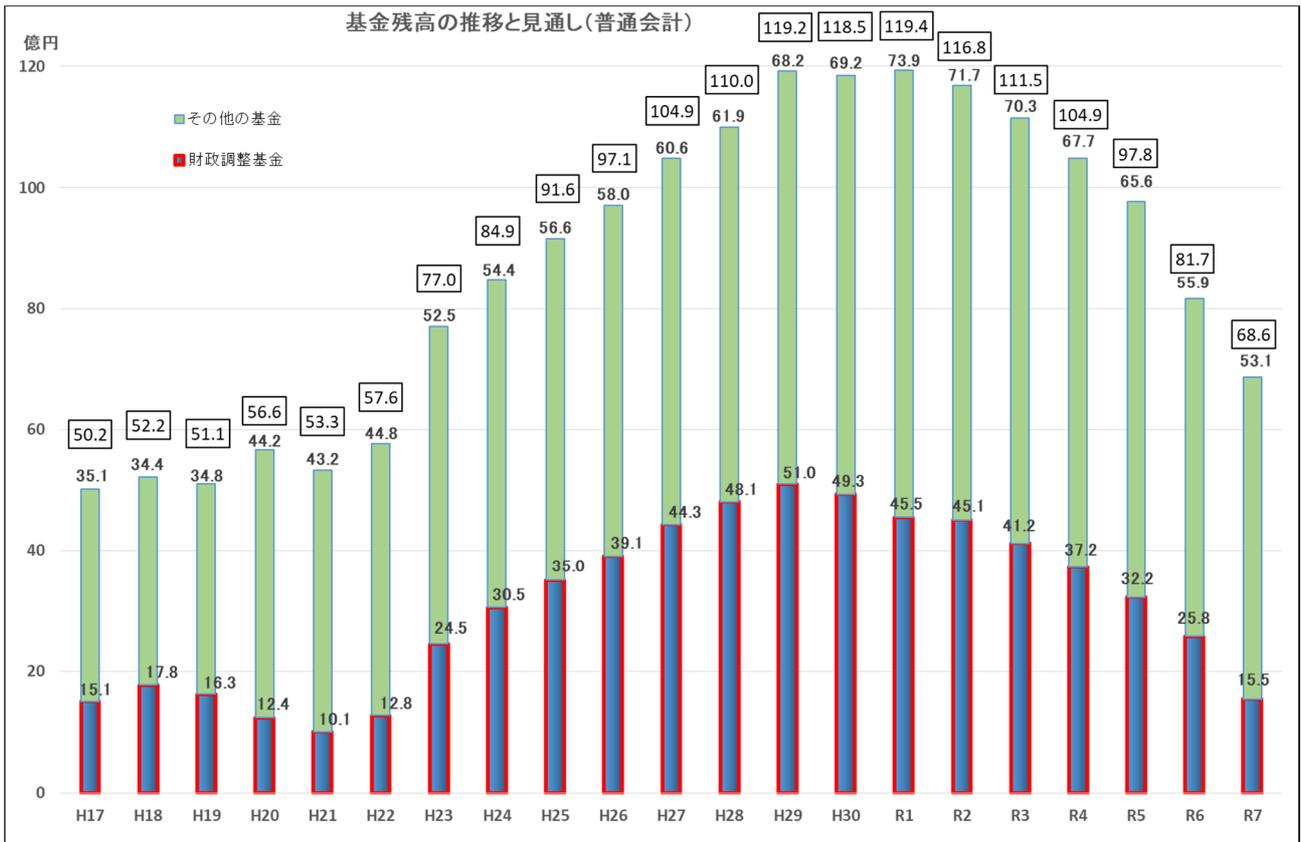
しかしながら、平成30年度から令和元年度については、総社小学校改築、いじりの認定こども園整備、地食ベ学校給食センターえがおの新設、雪舟生誕地公園整備事業など複数の大型事業を実施、さらに豪雨災害に伴う災害応急復旧事業や災害廃棄物処理事業の実施により残高が上昇しました。

令和2年度は、秦・美袋地区への排水ポンプ整備事業や昭和地区における復興住宅建設など豪雨災害からの復興事業の実施、はしご付き消防自動車の整備などにより、残高はさらに上昇する見込みです。

さらに、令和4年度から合併特例債の発行期限となる令和6年度については、新庁舎建設が本格化することから、今後の普通建設事業の実施については、その将来負担が年次的に平準化するよう、実施時期や事業規模などを十分に検討しなければなりません。

また、地方交付税措置のある有利な市債の活用を基本とすることで、将来負担の軽減に取組み、持続可能な財政運営を行っていきます。

## 8 基金残高の推移と見通し



※最上段の   内の数値は、普通会計の基金全体額の数値です。

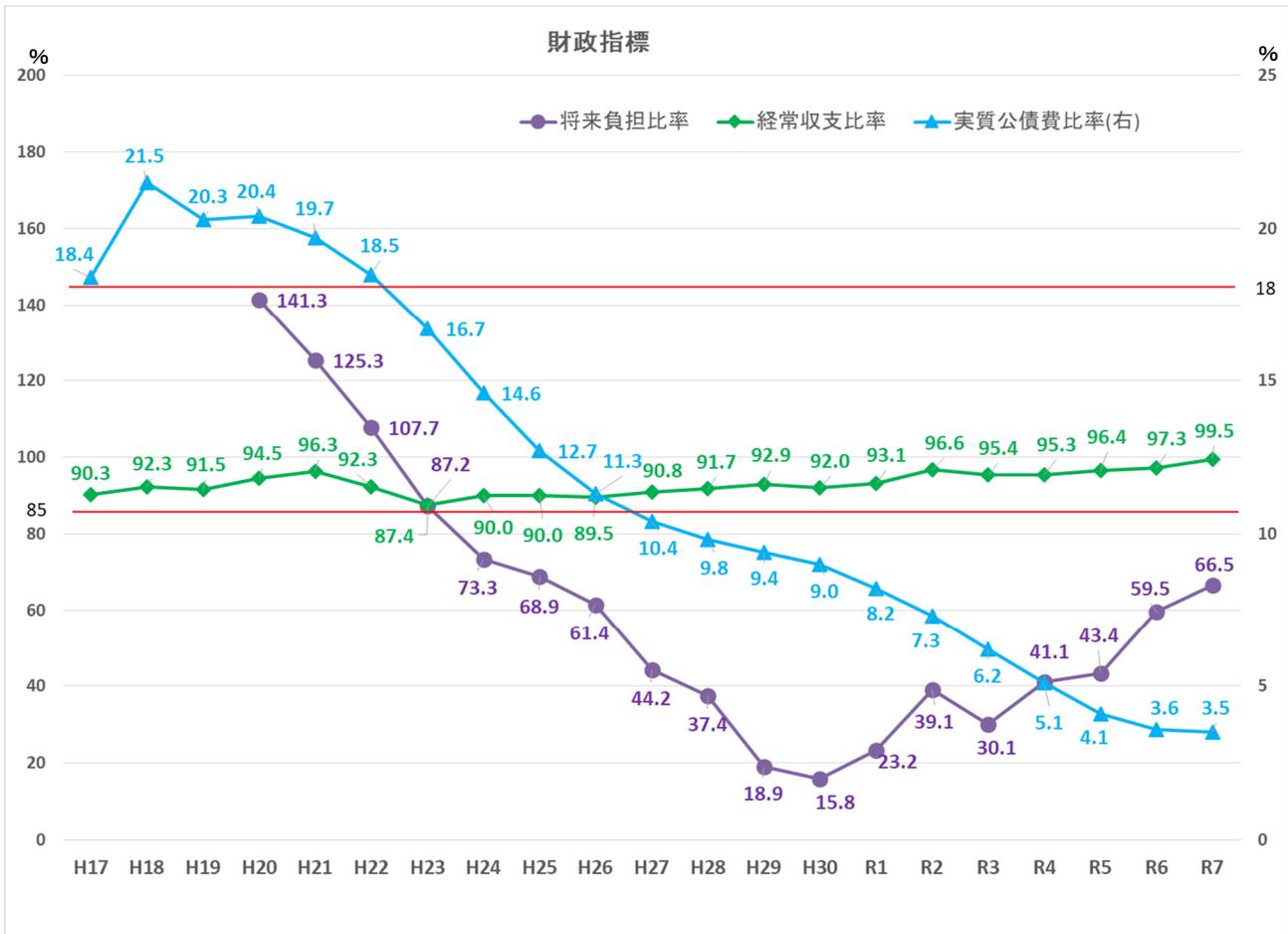
基金については、財源不足を繰入れにより補うという財源調整の役割があります。本市においては平成22年度以降、財政調整基金の繰入れを行わず財政を運営してきましたが、平成30年度については9年ぶりに基金からの繰入れを行い黒字決算としたところです。

令和元年度決算につきましても、平成30年7月豪雨災害に係る復興関連事業や地食ベ学校給食センターえがおの新設をはじめとする大型事業に多額の経費を要したこと及びふるさと納税の大幅な減額などが要因となり、2億9,809万円の歳入不足となりました。そのため、平成30年度に引き続き財政調整基金の取り崩しを行い、2億191万円の黒字決算としたところです。

今後、豪雨災害からの復興事業を最優先に取り組み、あわせて扶助費の増大や新庁舎建設などの大型事業が予定されていますが、新型コロナウイルス感染症により税収の減額が見込まれることから、さらなる基金の繰入れを余儀なくされる見通しです。

既存事業の見直しを積極的に行い、新庁舎建設などの大型事業やデジタル化の推進といった将来への投資的事業を確実に実施したうえで、災害などの臨時的支出に備えるための財政調整基金の残高を一定以上（標準財政規模の20% 約33億）確保する必要があります。しかしながら、令和5年度以降は33億円を下回る見込みであることから、その他の基金の繰入れも行いながら、残高を確保できるよう健全な財政運営に努めます。

## 9 財政指標の推移と見通し



将来負担比率は、市債など現在抱えている負債を、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。市債発行額を抑制することにより市債残高の縮減に取り組んだことで、早期健全化基準の350%を大きく下回りましたが、大型事業の実施により増加傾向にあります。

経常収支比率は、経常的な収入に占める経常的な支出の割合で、数値が高いと、財政の硬直化が進んでいることとなります。健全財政の基準である85%を上回っていますが、行政サービスが充実しているとも言えます。しかし、今後も扶助費、公債費、維持補修費の増加などにより高水準で推移する傾向にあることから、経常経費の節減などに努める必要があります。

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、数値が低いほど良好です。18%以上になると、市債発行に岡山県知事の許可が必要で、平成22年度までは許可を得て発行していましたが、平成23年度以降は、協議のみで同意を得て発行しています。今後は、複数の大型事業が重複しないよう事業の平準化に努めながら、市債発行額を抑制し、一般財源を圧迫する公債費償還額が増加しないように努めなければなりません。

財政健全化は、それ自体が目的になるものではなく、今後取り組むべき重要な課題に向けて財源を確保していくための手段です。よって、これらの財政指標を財政が健全であるかどうかの判断基準としてしまわないよう、過去からの傾向を分析し、未来の推計をしていくための物差しとして使用していただくことが大切です。

## 用語解説

用語	説明	用語	説明	
普通会計	令和元年度からは一般会計のことです。(ただし、平成30年度以前は総社駅南地区区画整理事業費特別会計を含みます。)	人件費	市長や市議会議員、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費をいいます。	
地方税	市が課税する税金をいいます。	扶助費	生活保護や障がいのある方への支援など、市民の生活を支えるための経費です。	
地方譲与税	国が徴収する地方揮発油税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものをいいます。	公債費	市の借入金の返済に要する経費をいいます。市債の元利償還金と年度内の資金繰りのために行う一時借入金の利子が含まれます。	
森林環境譲与税	森林整備等の推進のため令和元年度から創設される地方譲与税で、人工林面積や人口による按分で各市町村に交付されるものをいいます。	物件費	賃金、旅費、需用費(消耗品、食糧費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)使用料、委託料等が対象です。	
地方消費税交付金	消費者等が納めた消費税を事業所等から国が徴収して、県を通じて従業員割や人口割により各市町村に交付されるものをいいます。	維持補修費	市が管理する公共施設(道路等)の効用を維持・保全するための経費です	
地方交付税	普通交付税	地方公共団体が、等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方に交付する税をいいます。	補助費等	主な経費として、謝金、謝礼、負担金・補助金等があります。
	特別交付税	災害の発生など普通交付税の交付基準に含まれない、各市町村個別または緊急の財政負担に応じて国が地方に交付する税をいいます。	一部事務組合	地方自治法上定められた特別地方公共団体のひとつで、普通地方公共団体(県・市)等が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合のことをいいます。
普通交付税	市が標準的な行政を行うために財源を保障するために国から交付されるものをいいます。	普通建設事業費	投資的経費の一つで、道路、橋りょう、消防設備、学校等の建設及び改良等に要する経費をいいます。なお、普通建設事業費には、建設事業で支弁した人件費が一定の割合で算入されます。	
地方特例交付金	地方税の減税に伴う減収額の一部を補填するために国から交付されます。	積立金	基金等に積み立てる経費をいいます。	
財産収入	市が所有する財産等を貸し付けることによって生じる対価や基金の運用益等の財産運用収入と、市の財産を譲渡すること等により生じる財産売却収入をいいます。	繰出金	一般会計から特別会計に支出される経費をいいます。	
地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を超えて行われるものです。地方債を起すことを起債といいます。また、市が発行する場合は市債とも呼びます。	形式収支(実質収支)	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。何らかの事由により翌年度へ繰り越したものに充てるべき財源も含まれています。	
義務的経費	市の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、特に、人件費、扶助費、公債費が厳密な意味での義務的経費とされています。	基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの、又は特定の目的のために定額の資金を運用するために設置される資金または財産をいいます。	
消費的経費	物件費等、経費支出の効果が当該支出年度または極めて短期間で終わるものをいいます。消耗品等のように後年度に形を残さない性質の経費です。	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するため、地方自治法の規定に基づいて設けられる基金をいいます。	
投資的経費	道路や学校の建設など、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分かれます。	法定積立	法律の定めにより前年度決算剰余金の半分以上を財政調整基金に積み立てることをいいます。	